

タブーへの挑戦

サラリーマンよ国を支えよ

政 府税調の専門家委員会に提出されている会議資料がホームページで確認できます。それを見ると、給与所得の概算控除は、ドイツは著しく低く12.2万円の定額控除、アメリカは十分高く101.5万円の定額控除、フランスは約8.5%の定率控除で185.5万円のところで上限となっています。日本の概算控除は常にフランスの倍以上の額となっています。上限もなく、国際的には断トツに高いということでしょうか。

サ ラリーマン優遇税制に手をつけるのはわが国では一種のタブーでした。サラリーマンは多数派であるとともに保護されるべき弱者とされていたからです。2005年の7

月3日都議選の直前に政府税調から所得税改革の提言として給与所得控除の縮小が打ち出されたところ、「サラリーマン増税」との世論の猛反発が起き、自民党は投票日直前になって号外のビラを配布しサラリーマン増税を「許さない」とし、その後突然起きた8月8日郵政衆院解散でも自民党の選挙マニフェストにはサラリーマン増税はしない、と明記し、火消しに懸命になったということがありました。

こ の度の税調のホームページでは、このタブーに再挑戦しています。87%を占める給与所得者への課税を中心に税収回復を企図しない限り、所得税の基幹税としての位置の回復、所得再配分機能の回

復は果たせないとしています。タブーは克服できるのか経緯を見守りたいところです。

多 数派への挑戦では、もう一つあります。所得段階別に見て課税所得330万円以下の納税者数は82.4%を占めており、この塊の層を中心に税負担を期待しようとしていることです。現在の6段階の税率構造で、それぞれ1%づつ税率を上げたら、どの税率段階の1%が最も多い税収をもたらすか、という最低の5%段階部分が6,200億円と圧倒的に多く、61%を占めているとしています。

税 率をもし1%刻みにしたら、5%税率段階の中から9%の課税となる人が出、10%税率段階の中から19%の課税になる人が出てきます。目の粗い税率構造をきめ細かな多段階税率構造にすることは税収増には極めて有効と考えているようです。

「わが庭の藪はむらさき
初日の出 青邨」
何か吉兆はないか。良い年であることを願いながら、年始の行事。事務も繁多。年末調整の事後処理、法定調書の提出、新年分給与関係準備、償却資産申告。それに、個人の確定申告の時期も間近です。事業所得のある人は、各種帳票、資料の締め、作成、整理など、早めに手をつけましょう。
6日小寒、20日大寒。



人は穏やかになればなるほど、
より大きな成功、
より大きな影響力、
より大きな権威を手にできる。
(イギリスの哲学者 ジェームズ・アレン)

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付 (特例適用者は7～12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間 (予定) 申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

11日

31日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間 (予定) 申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産 (固定資産税) の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。